

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部から争議行為を行う旨平成24年9月25日次のとおり通知があった。

平成24年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

下記「争議行為の目的」の獲得を目的とし、全国労災病院労働組合香川支部と、その相手方である独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院との間の争議

2 日時

平成24年10月6日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

丸亀市城東町3丁目3番1号

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

下記「争議行為の目的」の獲得のため、あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。

記

「争議行為の目的」

- (1) 職種を問わず、正規職員の退職補充は正規職員で行うこと。
- (2) 「看護師1人月8日以内の夜勤」協定を遵守すること。
- (3) 新人看護師の夜勤開始時期を、夜勤実習を除き採用から6月以上とすること。
- (4) 看護師の中勤体制について、西3病棟、東3病棟、東5病棟及び東6病棟を4人体制にすること。
- (5) 看護師の夜勤体制について、西3病棟及び西6病棟を4人体制にすること。
- (6) 各病棟にクラークを配置すること。
- (7) 栄養管理部門の職員を正規化し、充実させること。
- (8) 外来診療部門の正規看護師の増員
- (9) 正規診療放射線技師の増員
- (10) 正規理学療法士及び正規言語聴覚士の増員
- (11) 正規臨床検査技師の増員
- (12) 正規臨床工学技師の増員
- (13) 正規薬剤師の増員
- (14) 産休、病休等の欠員補充は確実に行うこと。
- (15) 希望する嘱託職員は正規職員にすること。